【運営規程の改正例】

◆ 障がい福祉サービス事業、一般相談支援事業

|  |
| --- |
| 運営規程の記載例 |
| （虐待防止に関する事項）  第　　条　事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。  （１）虐待防止に関する責任者の選定及び設置  （２）成年後見制度の利用支援  （３）苦情解決体制の整備  （４）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施  （５）虐待防止委員会の設置 |

◆ 障がい児通所（入所）支援

|  |
| --- |
| 運営規程の記載例 |
| （虐待防止に関する事項）  第　　条　事業者は、障害児等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。  （１）　虐待防止に関する責任者の選定及び設置  （２）　苦情解決体制の整備  （３）　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施  （４）虐待防止委員会の設置 |